

公害防止協定書

公害防止協定書（平成10年3月17日締結）の全部を改正する。

西多摩衛生組合（以下「甲」という。）と、羽村九町内会自治会生活環境保全協議会、瑞穂町環境問題連絡協議会（以下「乙」という。）は、甲が羽村市羽4235に設置する西多摩衛生組合ごみ処理施設環境センター（以下「工場」という。）の公害防止について、最善の措置を講じ、周辺住民の健康を守り、快適な生活環境の保全を図ることを本旨として、次のとおり協定を締結する。

（工場の規模・対象ごみ）

第1条 甲は、工場の操業に関し、次の各号に掲げる事項を遵守する。

- (1) 工場のごみ焼却能力は、日量480トン（160トン炉3基）とする。
- (2) 工場のごみ焼却量は、原則として日量320トン以内とし、1炉は予備とする。
- (3) 工場に搬入するごみは、甲を構成する青梅市、福生市、羽村市及び瑞穂町（以下「構成市町」という。）の行政区域内から排出される可燃ごみ及び甲が別に加盟する「多摩地域ごみ処理広域支援体制」に基づき相互支援のために持ち込まれるごみとする。なお、後者については、緊急事態での広域支援の場合には、甲の搬入措置対応を乙に報告し、対処し、あらかじめ計画された広域支援の場合には、乙に報告し、搬入措置対応を協議する。
- (4) 焼却対象ごみは、分別された可燃ごみとし、不燃ごみ、焼却不適ごみ及び有害なごみは受け入れないものとする。
- (5) 工場の安定的な処理と公害防止のため、処理ごみ量の低減と分別収集の徹底を、構成市町に要望するものとする。

（公害防止対策）

第2条 甲は、工場の操業にあたり、次の各号に掲げる事項並びに関係法令を遵守するとともに、ごみの焼却に伴う公害の発生を防止するための措置を講ずるものとする。

- (1) 排出ガスは、大気汚染防止法に定める基準値（法規制値）以内とし、別表1に定める協定規制値以下とする。また、協定規制値を更に低減する努力目標として、別表1に目標値を定める。
- (2) 騒音は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「東京都環境確保条例」という。）に定める規制基準値以下とする。
- (3) 振動は、東京都環境確保条例に定める規制基準値以下とする。
- (4) 悪臭は、東京都環境確保条例に定める臭気指数と悪臭防止法に定めるアンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素及び硫化メチルについて規制基準値以下とする。
- (5) 日常搬入するごみの処理は、原則として工場棟内にて行うものとする。

- (6) 公害防止設備について、機能が完全に発揮できるよう常に点検整備する。
- (7) 公害防止管理体制を確立し、公害防止の措置及び意識の徹底を図る。
- (8) 甲は、別表 2 に定める周辺大気環境調査を実施する。

(公害の監視)

第 3 条 甲は、公害を未然に防止するため、前条(1)から(4)までに係る項目を測定し、測定結果を乙に報告する。測定方法は、別表 3 に定める試験方法等による。

- 2 前条(2)及び(3)の測定地点については、別表 4 に定める。
- 3 甲は、前条の(1)から(4)までに係る協定規制値及び規制基準値を超える場合には、炉の停止等（操業停止の場合を含む）必要な措置を講ずるとともに乙に報告するものとする。
- 4 甲は、焼却対象ごみの組成分析を実施するものとする。
- 5 甲は、第 1 項の測定または試料採取にあたり、乙が工場敷地内での立会いを求めたときは、業務に支障のない限りこれに応ずるものとする。

(車両対策)

第 4 条 甲は、工場に搬入出するごみ運搬車両について、次の各号に掲げる措置を講ずるよう構成市町等に要望するものとする。

- (1) ごみ運搬車両の運行管理及び搬入出路について、適切な指導を行い、交通安全の確保及び車両による環境の悪化を生じないようにする。
- (2) ごみ運搬車両は常に点検整備を行い、事故防止を図るとともに清潔の保持に努める。
- (3) ごみ運搬車両には、所属行政名を見やすい位置に明示する。
- (4) ごみ運搬車両は、可能な限り搬入台数の削減及び低公害車両の導入を図るように努める。

(環境整備対策)

第 5 条 甲は、工場敷地内の造園等、美化に努めるとともに構成市町の協力を得て、乙と協働して、周辺地域の良好な環境保全に努める。

- 2 甲は、敷地内及び工場付近の搬入出路の清掃及び消毒等は、必要に応じて措置する。
- 3 ごみ運搬車両の主な運行経路は、乙と協議の上、あらかじめ定めることができる。

(苦情の処理)

第 6 条 甲は、工場の操業に関し、周辺住民が被害を受け、当該住民もしくは乙から苦情の申し出があった場合は、補償等を含め、誠意をもって解決に当るものとする。

(公開の原則)

第 7 条 甲は、工場の操業状況及び公害防止対策の実施状況に係る関係資料について公開し、必要に応じ乙に報告する。

2 排出ガス成分については、電光掲示板を工場入口近くの見やすい場所に設置し、公開する。測定方法は、別表5に定める試験方法等による。

(工場への立入り)

第8条 乙が、工場及び工場敷地内への立入りを求めたときは、業務に支障のない限りこれに応ずるものとする。

(公害防止協定の期限)

第9条 本協定は、甲乙異議のない場合は、焼却炉廃止時点まで継続するものとする。

(協議)

第10条 本協定の解釈に疑義が生じたとき、法令等により定めが生じたとき、又は本協定に定めのない事項及び改定の必要が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

付 則

この協定は、令和元年5月8日から施行する。

本協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年5月8日

甲 西多摩衛生組合	管理者	並木 心
乙 羽村九町内会自治会生活環境保全協議会	会 長	石原 將司
乙 瑞穂町環境問題連絡協議会	会 長	龍王 嘉盛

別表1 第2条(1)に定める排出ガスの協定規制値及び目標値

項目	単位	法規制値	協定規制値	目標値
硫黄酸化物	ppm	(約440以下)	30	10
窒素酸化物	ppm	250以下	50	40
ばいじん	g/m ³ N	0.08以下	0.02	0.01
塩化水素	ppm	430以下	25	10
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	1以下	0.05	0.01
水銀	μg/m ³ N	50	—	—

(注) ① 硫黄酸化物については、K値6.42とする。

② 将来にわたり協定規制値を更に低減する努力目標として、目標値を定める。

なお、目標値は規制基準値でなく、甲乙がそれぞれの立場を尊重する精神に基づき運用され、生活環境をできる限り改善するための努力に対する共同の目標とする。

別表2 第2条(8)に定める周辺大気環境調査の項目、測定方法、測定場所及び回数等

項目	方法	場所	回数等
二酸化硫黄	JIS B 7952	羽村市立羽村第三中学校 羽村市立松林小学校 羽村市立あさひ公園 瑞穂町立瑞穂第四小学校 瑞穂町富士見公園	年2回 (夏季及び冬季)
二酸化窒素	JIS B 7953		
浮遊粒子状物質	JIS B 7954		
塩化水素	JIS K 0107		
ダイオキシン類	ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル (環境省 平成20年3月)		

(注) 測定方法及び測定場所は、技術的状況等により変えることがある。

別表3 第3条第1項に定める排出ガスの試験方法等

1. 排出ガスの測定要領

項 目	方 法	場 所	回 数
硫黄酸化物	JIS K 0103	煙突測定口	年12回
窒素酸化物	JIS K 0104		
ばいじん	JIS Z 8808		
塩化水素	JIS K 0107		
ダイオキシン類	JIS K 0311		年9回
水 銀	環境省告示第94号		年12回

(注) ① 測定条件 工場の平常操業時とする。

② 測定値の算出方法 排出ガスの測定値は、同一採取位置において近接した時間内に2回以上測定し、算術平均値とする。ただし、ダイオキシン類及び水銀は除く。

③ 測定方法は、技術的状况により変えることがある。

2. 騒音の測定要領

項 目	方 法	場 所	回 数
騒音レベル	JIS Z 8731	敷地境界 6箇所	年1回

3. 振動の測定要領

項 目	方 法	場 所	回 数
振動レベル	JIS Z 8735	敷地境界 6箇所	年1回

4. 悪臭の測定要領

項 目	方 法	場 所	回 数
臭気指数	平成7年環境庁告示第63号	敷地境界 3箇所以上	年1回
アンモニア	昭和47年環境庁告示第9号		
メチルメルカプタン	昭和47年環境庁告示第9号		
硫化水素	昭和47年環境庁告示第9号		
硫化メチル	昭和47年環境庁告示第9号		

別表4 第3条第2項に定める騒音及び振動の測定地点

測 定 地 点	
A	工場敷地北側
B	工場敷地東側
C	工場敷地東南角都営住宅北側
D	工場敷地南西角羽村三中側
E	工場敷地西側
F	工場敷地北西側

別表5 第7条第2項に定める試験方法等

電光掲示板表示の排出ガス測定要領

項 目	方 法	場 所	回 数
硫黄酸化物	JIS B 7981 赤外線吸収方式	煙 道	常 時
窒素酸化物	JIS B 7982 赤外線吸収方式		
ばいじん	トリボ方式		
塩化水素	JIS B 7993 波長非分散方式		
一酸化炭素	JIS B 7987 赤外線吸収方式		

(注) 測定方法は、技術的状況により変えることがある。